

浦安市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年5月15日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 長 野 延 雄

浦安市監査委員 宝 新

1. 監査の種類等 定期監査

(令和6年4月1日から令和6年10月31日までに執行された財務に関する事務の執行等)

2. 監査対象部課 都市政策部

3. 監査結果公表年月日 令和7年3月28日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	証明書等の手数料、都市計画図等の売 払収入及び印刷の手数料等について、10 日ごとに指定金融機関に入金を行ってい た。浦安市会計事務規則第22条第1項で は、直接収納したときは当日又は翌日に 払い込まなければならないとしているこ とから、適切な取扱いを行うよう改善さ れたい。 （指摘事項：都市計画課）	左記の収入が発生した場合には、浦安 市会計事務規則第22条第1項の規定に 基づき手続を完了するよう改善しまし た。